

店舗等リフォームの対象とならない業種

以下の表は、日本標準産業分類（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 3 項の規定により総務大臣が公示したものをいう。）の分類項目名に準拠します。

大分類	中分類	小分類
H 運輸業・郵便業	49 郵便業（信書便事業を含む）	全ての小分類
J 金融業，保険業	67 保険業を除く全ての中分類	左記に該当する全ての小分類
N 生活関連サービス業， 娯楽業	80 娯楽業	全ての小分類
O 教育・学習支援業	81 学校教育	全ての小分類
O 教育・学習支援業	82 その他の教育，学習支援業	821 社会教育
Q 複合サービス事業	全ての中分類	
R サービス業	93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務	全ての小分類
S 公務	全ての中分類	
T 分類不能の産業	全ての中分類	

また、以下の要件に該当する店舗等は、対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 8 号のうち同法第 3 条第 1 項の許可を受けていない店舗等
- (2) 風営法第 2 条第 5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む店舗等
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- (4) 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行う事業
- (5) その他市長が助成の対象として不相当と認める事業